



社会的保護はビジネスの障害か —ある世銀文書の波紋

IMF・JC顧問 小島正剛

入っている。従って、その関係や動きは多様である。

本稿では、あまたある機関の中で、世界銀行(WB)に焦点を絞ってみる。とくに、国際金属労連(IMF)を含むグローバル・ユニオン(GU)(注)と世銀との関係の中で、現在予期せぬ波紋が生じているところから、問題の核心に目を向けてみることにしたい。

世界銀行とは

まず、世界銀行(WB)とは何かである。振り返れば1944年7月、ブレトンウッズ会議において、国際通貨基金(IMF)とともに国際復興開発銀行(IBRD)の設立が決定されたのだが、当初、世界銀行とはこの国際復興開発銀行のことを指した。業務を開始したのは1946年6月。設立当初

IMFは国際収支の危機に際しての短期資金供給を、世銀は第二次世界大戦後の先進国の復興と発展途上国の開発を目的として、主



に社会インフラ建設など開発プロジェクトごとに資金供給を行う機関とされ、両者は相互に補充し合うよう設立されたのであった。

周知のように、戦後の先進国復興が完了し、復興資金需要がなくなるのに伴い、世銀の機能は開発資金援助に特化する。IMFも70年代以降為替変動相場制へ移行する国が増加するに伴い、加盟国の国際収支から国内金融秩序安定へのその比重を次第に移した。

80年代以降、97年バンコク発の



世界銀行 (ワシントン)



グローバル社会に目を転じるとき、政府間機関、つまり国際機関の果たす役割を否定することは出来ない。言わずもがなその代表格は国連であり、その各種専門機関である。

とすれば、国際労働運動や非政府団体(NGO)としては、目的達成のためにはそうした諸機関への働きかけが必要となり、従って当初こそ障害はあったものの次第に国際機関との合意もできて、もう長らく対話や参画、そして公式のポジションを得たりする時代に

プロローグ



社会的保護はビジネスの障害か
— ある世銀文書の波紋

アジア金融危機に象徴されたような発展途上国の債務問題がしばしば発生し、また旧社会主義諸国が次々と市場経済制度に移行するに至って、途上国の金融制度に関する分野ではその業務に二重重複も見られるようになっている。

こうした目的に関連した業務を行う国連の機関は5つあり、それらを総称して、世界銀行グループ(WBG)と呼んでいる。グループを形成するのは次の通り。

- ・国際復興開発銀行 (IBRD)
- ・国際開発協会 (IDA)
- ・国際金融公社 (IFC)
- ・多国間投資保証機関 (MIGA)
- ・国際投資紛争解決センター (ICSID)

ちなみに、暗黙の了解なのか、IMFの専務理事には欧州出身者が選出され、世銀の歴代総裁はすべて米国出身者となっている。筆者の記憶に間違いがなければ、副総裁に日本からの人材が選出されたことが一度だけある。

予期せぬ波紋とは

そこで、先に述べた世銀をめぐる波紋だが、まず国際金属労連(IMF)のウェブサイトに(九月上

旬)に現れた記事から紹介しよう。

「去る一月、世銀幹部は、われわれグローバル・ユニオンのハイレベル代表団に対し、労働組合員が、みずから惹き起したのではない危機の犠牲になっていくとの怒りを、十分に理解すると述べた。われわれはその言葉を信じた。」

「四月には、かれらは社会の弱い立場の人びとをカバーするためにソーシャル・セーフティ・ネットや、労働者の諸権利を擁護するよう奨励すると表明したが、彼らが真摯にそう語ったと信じたわれわれは間違っていた。」

この記事の見出しには、「ビジネスは所詮ビジネス…世銀が、社会保護制度の拡充はアンチ・ビジネスと主張」とあった。

これまで、グローバル・ユニオンが、定期的に世銀や国際金融機関(IFU)との対話を重ね、近年、ビジネス寄りの世銀報告が

「貧困問題」をとりあげて一章を設けたり、ILOの中核的労働基準(CLS)の遵守は公正な開発に寄与するなどのコメントを織り込むまでになっていたから、今回の「社会保護制度の拡充はビジネスに有害」とする姿勢は、従来の発言と矛盾し、社会的公正への裏切りと受け止められたのであろう。

問題の根源は、さる九月九日発行された世銀の報告文書『ドゥーイング・ビジネス二〇一〇』にあった。この文書は、世銀グループ(WBG)の最も発行部数が多い刊行物で、同グループのフラッグシップの一つと目されている。

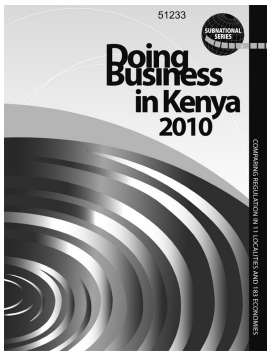
この文書は、あるうことか各国政府に対し、「社会的保護制度の採用はアンチ・ビジネスであるから自粛すべし」と主張しており、各国は失業労働者への離職手当を減額し、解雇に係わる事前通告期間を短縮または全廃すべしとも提言しているのである。さらには、失業者の職業再訓練制度からも手を引くべきだ、とも。

ところが、これに先立つ四月の段階では、世銀は、従来の『ドゥーイング・ビジネス』の労働市場柔軟性指標とも言うべき指標が、労働者保護を削減する用具とされているため、これを遺憾とし、世銀の政策には合致しないと公表したばかりなのだ。この指標は、労働者雇用指標(EWI)といい、政策提言やいかなる国のプログラム文書策定のベースとしても用いるべきでなく、今後世銀の提起するコンデイショナリテイ・フレームワーク(CPIA)から除去することも表明したのである。

当時、世銀ウェブサイトは、九月発行予定の『ドゥーイング・ビジネス二〇一〇』はそうした改正ステップについて明記するとしていたのだが、この発刊文書にはそれが欠落していたのだ。

これについて、国際労働組連合(ITU)のガイ・ライダー書記長は「もしロバート・ゼーリック世銀総裁が、もう何度となく発言しているように、グローバルな経済危機のインパクトを軽減するために各国が社会的保護を改善すべきと真に信ずるのであれば、今こそ世銀の最も発行部数の多い刊行物が、社会的な保護・労働者保護の削減を勧告するようなことはただちに止めるべきだ。」と語った。

IMFのユルキライナ新書記長



ドゥーイング・ビジネス 2010 表紙



社会的保護はビジネスの障害か
— ある世銀文書の波紋



も「いったい世銀は、社会的保護・労働者保護の削減を各国に迫るような言動を、いつ公式に止めるのか」とこれも強く問うている。

本質的な問題は何か

『ドゥーイング・ビジネス二〇一〇』をめぐっては、グローバル・ユニオンはさらに具体的な問題点を指摘している。それは、同文書が各国のビジネス環境を調査し、労働者の基本権などが規制されている国ほどそのランクを高位にリストアップして憚らないことだ。

例えばカンボジアが、社会保障制度への企業負担・抛出義務を導入したのを理由に、同国をビジネス環境に困難さが増した国のグループに類別したことがあげられ

る。逆に、グルジアは、企業への地方税を廃止したため良い方に評価され、類別ランクを上げている。

また、ホンジュラスの民主政権を批判している。理由は同国の大統領が六月のクーデターで国外追放となり、その後経済危機に対処すべく、離職手当の引き上げや解雇の事前通告期間の延長などを実施したためである。ちなみに、ホンジュラスには失業保険制度がない。同じように、ポルトガルは、解雇事前通告を二週間延ばしたのを理由に、ランクを下けている。

一方、ベラルーシの権威主義的体制だが、この国はILOの基本条約違反を理由に欧州連合(EU)の特恵通商待遇の地位を失っているが、解雇が容易にできることを理由に高得点を得ている。今年の同文書のトップ賞はルワンダだ。同国では、今後経営者は整理解雇について事前に従業員代表との協議を必要とせず、労働監督官への通告も必要となくなっている。マケドニアも高評価だ。余剰人員の職業再訓練の義務が解消しているからで、モリシヤスもこれまでに義務付けられていた離職手当制度が廃止されたため、ビジネス環

境のランクが上げられた。これは資本主義をベースとする混合経済の旗を振ってきた世銀の本質の端を示す例であるだろう。

世銀、労働者雇用指標(EWI)の改革へ

しかし、去る四月の段階で、世銀の運営政策・国別サービスマネジメントが、国別・部門別局長らに向けて「労働者雇用指標(EWI)」の暫定的な改定メモを通過したのは確かだ。その内容は、注目に値するものとなっている。

以下に、その主眼点を見ておこう。

メモは、まず「ドゥーイング・ビジネス」は、各国政府がビジネス環境の改善を促進する上で有力なツールであることを証明してきたと位置付けている。ビジネス環境は開発政策の一環であることを確認しつつも、その他の開発目標にも適切なウエイトを与えるべきとしている。

すなわち、政治的な安定、容認し難いほどの危険から社会的弱者を救済するソーシャル・セーフティ・ネット、労働者やその世帯および企業の権利擁護などである。

各国政府は、労働者や低所得世帯のニーズ、ビジネスが生き残り成長するためのニーズに焦点を当て、措置が肝要だともしている。現下の経済危機の時代にあつては、世銀も分析を通じソーシャル・セーフティ・ネットに関する作業のスケールアップをはかる。失業保険や社会保障の給付実現の課題は作業のカギとする。

こうした視点から、昨年示した変革に立って、労働者雇用指標(EWI)について、即時および長期の次のようなアクションをとるとしている。

「九月発刊予定の『ドゥーイング・ビジネス二〇一〇』では、有期雇用労働者、離職手当の基準、休憩・夜間労働・休日の義務、最低賃金水準の各項目に関して、調整を図る。理由は、良好な仕組みの労働者保護は社会全体にとって有益であるとの認識のもと、ILOの書簡や条約の精神に見合う労働者保護政策に高評価を与えるためである。」

「国別政策および制度評価(CPIA)のガイドポストとしての労働者雇用指標(EWI)を廃止する。EWIはもはや世銀の



社会的保護はビジネスの障害か — ある世銀文書の波紋



世界銀行を風刺した漫画 (右ページも)

来危機に耐える正規労働市場にむけて適切な保護を伴う安定雇用の創造に資するような規則を設定する。」

つまり、EWIの是正や、新たな「労働者保護指標(WPI)」の創設が謳われたわけだ。メモはWPIが、いかに中核的労働基準を遵守し、政府の施策により、失業の場合を含めて如何に労働者が適切に保護されるかをカバーするものとしている。(その他略)

こうした内容は、なるほどこれまでグローバル・ユニオンに対して発言してきた主張と変わらない。

エピソード

「また、国際基準確立の機関としてのILO、労働組合、経営者、学界、および法律家らを含む作業委員会を招集する。目的はEWIの改正や、新たな労働者保護指標の設定について構想を形成することであり、さらには労働市場、雇用保護問題に関する提言をすることにある。これにより、将

不言実行ならぬ有言不実行という自己矛盾を露呈した世銀である。これに対し、ガイ・ライダーIUC書記長は、「世銀が四月に公表したように、中核的労働基準の遵守や社会的保護の改善に資するような、新たな労働者保護指標を開発するため、ILO、労働組合、経営者ほかと協議する意志のあることには留意する。しかし実際

に新指標の策定に動くのは明年なのだ」「労働問題に対してとってきた、一方的な規制緩和のアプローチを改める必要性を認識している以上、人びとが一九三〇年代以来最悪の経済危機の影響下にあり、世銀が社会的保護・労働者保護の弱体化を進めることは時代の逆行以外の何物でもない。」と批判している。

さらに、「肝要なことは、世銀がくだんの現行指標が世銀の政策ではないことを明確にし、労働者の権利を適切に擁護するよう働くことを明確にするとした『ガイダンス・ノート』を、四月の約束通り公表することである。」とした。

世銀が、なぜ公約とも言える『ガイダンス・ノート』を策定し、公表しなかったのかについて、説明責任は果たされておらず、グローバル・ユニオンが疑念や憤りを抱くのは当然のことだろう。

予想外の波紋だが、世銀が呼び起した波紋である。世銀がグローバル・ユニオンとは「和して同ぜず」のような姿勢をとることはもはや許されまい。ただ、ともかくにもグローバル・ユニオンとの対話を進めることに合意し、貧困問題や社会保障の拡充、労働者の

基本権遵守にも留意するまでに進化してきたことは、とりあえず留意してよいだろう。発展途上国に対する世銀やIFIの政策は、依然として外資導入に依存せねばならない途上国の勤労大衆の状況に、直接、間接に影響を及ぼすからである。ここはグローバル・ユニオンの冷静な対応を言う前に、まずは世銀が公約を果たすべき局面であるだろう。

(注)グローバル・ユニオンとは、ナショナルセンター・レベルでつくる国際労働総連合(ILOUC)と、国際産別のグローバル・ユニオン・フェデレーション(GUF)10組織、およびOECDの労組諮問委員会(TUAC)で構成する、いわば「モン・フロント(共同戦線)」のみ。

(二〇〇九年九月二八日記)

●IMF-JC顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF日本事務所に入職以来、JC事務局長代理、JC国際局長、JC副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年JC顧問に。日本労働ベンクラブ会員。主要著書「海外労働アラカルト」他。